



平成 19 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社オーエー・システム・プラザ
代 表 者 代表取締役社長 大 喜 章 徳
(J A S D A Q ・ コード 7 4 9 1)
問 い 合 せ 先 執行役員総務部長 岡 田 晃 生
電 話 番 号 0 5 2 - 2 6 3 - 8 6 5 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月26日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の決算期を3月31日から2月末日に変更するため、所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会の運営を円滑に行うため株主総会を本店所在地にする規定(第15条)を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案の内容は、次のとおりであります。

定款変更案の新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 <u>3月31日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 <u>2月末日</u> とする。
(株主総会の招集) 第14条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて臨時にこれを招集する。	(株主総会の招集) 第 14 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>5月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて臨時にこれを招集する。
(新 設) 第15条 ～ (条文省略)	(株主総会の招集地) 第 15 条 当社の株主総会は、愛知県名古屋市で開催する。
第16条 ～ (条文省略)	第16条 ～ (現行どおり)
第44条 (事業年度) 第45条 当社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までの1年とする。	第45条 (事業年度) 第46条 当社の事業年度は、毎年 <u>3月1日</u> から翌年 <u>2月末日</u> までの1年とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(中間配当)を行うことができる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第48条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(中間配当)を行うことができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>附則1. <u>第46条の規定にかかわらず平成19年4月1日から始まる第26期事業年度は平成20年2月末日までの11ヶ月とする。なお、本付則は、平成20年2月期に関する定時株主総会の時をもって、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月26日(火)
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成19年6月26日(火)

以 上